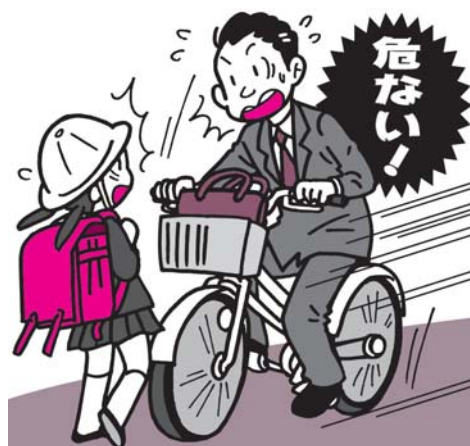




監督署の窓

自転車も車両です。安全
運転義務を忘れずに!



近年、日々の生活の中
で自転車を利用する自転
車人口が増加していると
聞きます。自動車利用と
比較すれば、健康のため
エコのため、あるいは経
済的にも自転車はとても
優れたものの交通手段と言
えます。

私が初めて自転車に乗
ったのは、小学校1年の
頃でした。誰しも何度も
転びながら練習をした思
い出があるのではないで
しょうか。

自転車は、自分で練習
をして乗れるようになれ
ば、就学前の小さな子ど
もから、高齢者まで年齢
に関わらず、免許いらず
で自由にどこでも乗る
ことができるとても便利
なものです。でも、自転
車も立派な車両ですから
道路交通法を守り、歩行
者保護に努めなければな
らないとされています。

しかし、街中ではどこ
を走行してよいのか、ど
こは走行していけないの
かわかりづらいのが現状
です。一部道路では、歩
道を「自転車
歩行者道」と
して自転車と
歩行者を分離
しているところ
や、車道の
左端に自転車
レーンを設け
たところ等、
自転車走行空
間が整備され
始めています。
自転車の交
通ルールを今
一度見直し、
日頃、よく通る道路等は
どのような規制になっ
ているのか確認をしてみる
といいですね。

通勤、通学はもちろん
日常生活の中で利用者の
多い自転車ですが、ルー
ルを守って安全に使用し
ないと、思わぬ事故を引
き起こすこととなります。
自転車の絡む業務災害、
通勤災害をみますと、自
身が自転車利用中の場合
もあれば、自身は歩行者
で相手が自転車というケ
ースもあります。また、

事故の相手方が子どもや
学生であることも珍しく
ありません。自分がいつ
どの立場になるともわか
りません。

例えば、通勤途上、自
転車同士の衝突事故で、
自身がけがをした場合は
通勤災害として労災請求
をすることができますが、
自動車事故の場合と同様
に第三者行為災害として
取扱い、事故の状況によ
り双方の過失割合を決定
し、相手方に求償(相手
方の過失割合相対分を請
求)をすることになりま
す。この時、相手方が学
生等の未成年者であれば
親権者に求償をすること
になります。

立場が変わって、わが
子が通学途中や、自転車
で遊んでいるときに自転
車同士あるいは歩行者相
手の事故を起こし相手方
にけがを負わせた場合、
過失割合に応じた求償額
に応じなければならぬ
こととなります。自動車
であれば、自賠責保険、
任意保険に加入しており
保険から支払うことができ
ますが、自転車にはこ
れらの保険がないので実
費を支払わなければなら
ないこととなります。歩
行者にとっては、走行し
てくる自転車は大きな凶
器になり、大けがに繋が
ることもしばしばです。
誰もが加害者にも被害者
にもならないため、家族
みんな、自転車の交通
ルールの再確認をする
といいですね。

また、もしもの場合に
備えては損害保険へ加入
をしておくことがいいか
と思います。もし、業務
中または通勤途上で事故
に遭いけがをした場合は、
業務災害または通勤災害
として労災請求をするこ
とができますが、先に相
手方との示談をしてしま
うと(示談の内容により)
労災保険の給付が受けら
れなくなる場合があります
ので注意が必要です。